鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

## 目次

◇規則
市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則（地方課）

## 公布された規則のあらまし

◇市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

一　次の基準税額等の算定方法の一部を変更することとした。（第三条～第五条関係）

1　市町村民税の所得割に係る基準税額

2　市町村たばこ税に係る基準税額

3　自動車取得税交付金に係る基準額

二　この規則は、公布の日から施行し、平成四年度分の普通交付税から適用することとした。

## 規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年八月二十五日

鳥取県知事　西尾邑次

**鳥取県規則第六十一号**

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則（昭和六十二年九月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の算式中「75,348円」を「78,115円」に、「0.99879171」を「0.998138907」に改め、同条の算式の符号B中「1.112」を「1.111」に改め、同条の算式の符号C中「平成元年度」を「平成2年度」に、「1.188」

を「1.171」に改める。

第四条の算式中「1.4765」を「1.4806」に、「0.999372641」を「0.999483665」に改め、同条の算式の符号B中「1.0110」を「1.0095」に、「0.9754」を「0.9882」に改める。

第五条の算式中「0.998785850」を「0.998943063」に改め、同条の算式の符号B中「1.080」を「1.009」に、「0.897」を「0.997」に改める。

別表第一の表を次のように改める。

| 課税標準額の段階 | 乗率 |
|---|---|
| 五万円以下のもの | 四・二三四 |
| 五万円を超え十万円以下のもの | 一・八二一 |
| 十万円を超え二十万円以下のもの | 一・四二〇 |
| 二十万円を超え四十万円以下のもの | 一・〇八〇 |
| 四十万円を超え六十万円以下のもの | 一・〇一四 |
| 六十万円を超え八十万円以下のもの | 一・〇〇七 |
| 八十万円を超え百二十万円以下のもの | 一・〇〇四 |
| 百二十万円を超え百六十万円以下のもの | 一・〇〇三 |
| 百六十万円を超え二百万円以下のもの | 一・〇〇二 |
| 二百万円を超えるもの | 一・〇〇〇 |

別表第二の表を次のように改める。

| 市町村名 | A | B | 市町村名 | A | B |
|---|---|---|---|---|---|
| 鳥取市 | 一・〇一一 | 一・二〇六 | 東郷町 | 一・〇一四 | 〇・八七八 |
| 米子市 | 一・〇一六 | 一・一六四 | 三朝町 | 〇・九九七 | 〇・七六七 |
| 倉吉市 | 一・〇〇二 | 一・〇〇〇 | 関金町 | 一・〇〇四 | 〇・六四八 |
| 境港市 | 一・〇〇四 | 〇・九九六 | 北条町 | 一・〇一四 | 〇・七五二 |
| 国府町 | 〇・九九〇 | 〇・八四一 | 大栄町 | 〇・九八七 | 〇・八一八 |
| 岩美町 | 〇・九八〇 | 〇・八〇九 | 東伯町 | 一・〇〇三 | 〇・八八一 |
| 福部村 | 一・〇〇〇 | 〇・六三四 | 赤碕町 | 一・〇〇九 | 〇・七六一 |
| 郡家町 | 一・〇〇三 | 〇・八一七 | 西伯町 | 〇・九九六 | 〇・七四八 |
| 船岡町 | 〇・九九四 | 〇・八〇六 | 会見町 | 一・〇一八 | 〇・七八一 |
| 河原町 | 一・〇〇二 | 〇・七七七 | 岸本町 | 一・〇二二 | 〇・八一二 |
| 八東町 | 一・〇一〇 | 〇・七四七 | 日吉津村 | 〇・九九三 | 一・一五一 |
| 若桜町 | 〇・九七七 | 〇・八〇五 | 淀江町 | 一・〇一八 | 〇・八三一 |
| 用瀬町 | 〇・九九七 | 〇・七九〇 | 大山町 | 一・〇〇九 | 〇・七五六 |
| 佐治村 | 一・〇一一 | 〇・六九九 | 名和町 | 〇・九九二 | 〇・八三一 |
| 智頭町 | 〇・九九二 | 〇・七七九 | 中山町 | 一・〇一二 | 〇・七二三 |
| 気高町 | 一・〇〇五 | 〇・七四四 | 日南町 | 〇・九五八 | 〇・六五三 |
| 鹿野町 | 〇・九八五 | 〇・六七一 | 日野町 | 〇・九七七 | 〇・八二九 |
| 青谷町 | 〇・九九〇 | 〇・七二七 | 江府町 | 〇・九六一 | 〇・七一五 |
| 羽合町 | 一・〇〇六 | 〇・七九九 | 溝口町 | 〇・九八三 | 〇・七一八 |
| 泊村 | 〇・九七八 | 〇・七五二 | | | |

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の規定は、平成四年度分の普通交付税から適用する。

発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥取県
【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】